

電話加入権の評価

取引相場のある電話加入権以外の電話加入権の価額は、次表に掲げる標準価額のとおりです。

なお、取引相場のある電話加入権の価額を評価する場合は、財産評価基本通達 161（電話加入権の評価）の(1)の定めにより評価しますが、この標準価額により評価しても差し支えありません。

適用地域	標準価額
京都府	1,500 円